

## 川崎市地域生活支援事業 定款作成上の留意点について

川崎市障害福祉課

川崎市が、「障害者総合支援法（障害福祉サービス）」に準じる形式で「事業所の指定」を行っている「地域生活支援事業」は、

- ・移動支援事業
- ・日中一時支援事業

の2事業です。

いずれの事業も、

A 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業及び地域生活支援事業」

（\*居宅介護などの障害福祉サービスを行っている事業所が、両者をまとめて記載する場合）

B 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業」

（\*居宅介護などの障害福祉サービスを行っている事業所が、障害福祉サービスとは別に記載する場合、あるいは、地域生活支援事業のみを実施している事業所の場合）

のいずれかの表記であれば差支えありません。

（略称「障害者総合支援法」ではなく、正式名称でお願いしています）

また、上記Bの場合、事業所によっては、これらの文言の後に、たとえば「①移動支援事業」などとして、事業ごとに明記される事業所もあります。

障害者総合支援法内の並びで考えると、地域生活支援事業は法第77条に位置付けられるため、定款内では、障害者総合支援法第5条以降に規定されている（居宅介護等の）「障害福祉サービス」の後ろに記載されるほうが自然だと考えます。

なお、地域生活支援事業（移動支援事業・日中一時支援事業）における認可の際、以下の定款内容であるときには、定款の文言修正をお願いしています。

- （例）・「障害福祉サービス事業」のみの記載
- ・「高齢者・障害者の福祉事業」などの記載

\*日中一時支援事業については、①障害者総合支援法（障害福祉サービス）に基づく短期入所事業所の基準を満たしている事業所で、介護者のレスパイト等のために障害児・者を宿泊を伴わない一時預かりをする「日中短期入所」と、②集団生活への適応のために適切な指導、訓練を担う目的で障害児・者の一時預かりを行う「障害児・者一時預かり」があるため、混同しないよう留意してください。

\*移動支援事業者においては、川崎市単独事業である「川崎市障害児・者生活サポート事業」との併せ認可を行う事例があります。その際には、定款にも「生活サポート事業」の明記をお願いしています。

以上